

大阪市総務局法科大学院エクスターンシップの実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市総務局（以下「総務局」という。）における大阪市総務局法科大学院エクスターンシップ（以下「総務局エクスターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(法科大学院エクスターンシップの目的)

第2条 総務局エクスターンシップは、法科大学院生に対して本市の法務行政実務に係る就業経験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクスターンシップに協力するとともに、自治体の法務行政に対し理解を有する人材の育成に資することを目的とする。

(実習生及び定員)

第3条 総務局エクスターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 第8条第3項の規定により総務局エクスターンシップへの参加を認められた法科大学院（以下「参加法科大学院」という。）に在籍し、当該参加法科大学院から推薦を受けた者であること
- (2) 第12条に定める服務を確実に遵守できると認められる者であること

2 総務局エクスターンシップは、参加法科大学院ごとに1名を受け入れ、各年度の定員については、総務局行政部行政課（以下「行政課」という。）の業務状況等を考慮し、決定する。

(実習期間、実習時間及び実習場所)

第4条 実習期間は、参加法科大学院の夏季休業期間において、連続する5勤務日以上10勤務日（国民の祝日、土曜日及び日曜日を除く。）以下の範囲内で参加法科大学院の意見を聴いて総務局行政部行政課長（以下「行政課長」という。）が決定する期間とする。

2 実習時間は、午前9時15分から午後5時15分までを基本として、参加法科大学院の意見を聴いて行政課長が決定する時間とし、実習時間のうち、午後0時15分から午後1時までを休憩時間とする。ただし、行政課長が必要と認める場合には、休憩時間を変更することができる。

3 実習場所は、原則として、大阪市役所本庁舎（大阪市北区中之島1-3-20）とする。ただし、行政課長が必要と認める場合には、実習場所を変更することができる。

(実習内容)

第5条 実習生は、次の各号に掲げる業務の補助業務に従事することとする。

- (1) 契約書等の審査その他内部法律相談業務
- (2) 外部法律相談（リーガルサポートーズ相談）に係る資料作成業務

- (3) 行政課が所管する本市の附属機関事務局業務
- (4) その他行政課の所管業務のうち、行政課長が適当と認める業務

(費用負担)

第6条 実習生に係る赴任旅費、給与及び通勤手当、住居手当等の諸手当その他実習に係る全ての経費は実習生個人又は参加法科大学院の負担とし、第10条第3項の実施に要する経費を除き、本市はいかなる経済的負担も行わない。

(保険の加入等)

第7条 実習生又は参加法科大学院は、総務局エクスターンシップに係る傷害保険及び賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

- 2 実習生及び参加法科大学院は、保険の保険金の範囲内で本市への求償権等その他の請求権を放棄するものとする。
- 3 実習生及び参加法科大学院は、実習生が故意又は過失をもって第12条に定める服務に反する行為により、本市又は第三者に対して損害（保険により補填されたものを除く。）を与えた場合は、これらに対して法令の定めるところにより責任を負わなければならない。

(法科大学院の参加手続)

第8条 総務局長は、総務局エクスターンシップを実施しようとするときは、当該総務局エクスターンシップを実施しようとする年度（以下「実施年度」という。）の前年度の1月末日までにその旨を公表する。

- 2 総務局エクスターンシップに参加しようとする法科大学院は、実施年度の前年度の2月末日までに、実習を希望する期間、募集に係る学生の応募要件その他総務局長が必要と認める事項を記載した総務局法科大学院エクスターンシップ参加申出書（様式1。以下「申出書」という。）を本市に提出するものとする。
- 3 総務局長は、前項により提出を受けた申出書の記載内容及び行政課の業務状況を勘案し、適當と認めるときは、当該提出に係る法科大学院の総務局エクスターンシップへの参加を許可するものとする。
- 4 参加法科大学院の参加を認めることにより総務局エクスターンシップを適切に実施することが困難であると総務局長が認める場合は、前項の許可を取り消すことがある。

(実習生の受入手続)

第9条 参加法科大学院は、学生に対し総務局エクスターンシップへの参加を募集し、選考を行った上で、行政課長が定める日までに総務局法科大学院エクスターンシップ実習生推薦書（様式2）を本市に提出することにより、参加を希望する学生を推薦する。

- 2 総務局長は、前項の推薦を受けた学生の実習生としての受け入れの可否を決定し、その結果を参加法科大学院に通知する。
- 3 総務局長は、実習生として受け入れの可否を決定するため、参加法科大学院に必要な情報の

提供を請求できる。

(実習担当者の指名等)

第10条 行政課長は、行政課に所属する職員から実習生ごとに当該実習生を主として指導する者（以下「実習担当者」という。）を指名する。

- 2 実習担当者は、実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。
- 3 行政課長は、実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品を準備し、実習生に供与するものとする。

(実習の中止)

第11条 総務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、実習期間の満了前であっても、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が実習に真摯に取り組まないとき、遵守すべき事項を遵守しないとき、行政課長及び実習担当者の指示に従わないときその他実習態度に問題があると総務局長が認める場合
 - (2) 実習を継続することにより本市の業務に支障を生じ、又はそのおそれがあると総務局長が認める場合
 - (3) その他総務局エクスターンシップの目的を達成することが困難であると総務局長が認める場合
- 2 総務局長は、実習を中止する場合、その旨を参加法科大学院の代表者に通知するものとする。

(実習生の服務)

第12条 実習生は、次の各号に掲げる服務を遵守しなければならない。

- (1) 実習時間中は専ら所定の業務に従事し、実習目的の達成に努めること
- (2) 実習時間中、本市職員が遵守すべき法令、条例等並びに行政課長及び実習担当者の指導、指示等に従うこと
- (3) 本市又は本市職員の信用を傷つける行為、本市又は本市職員にとって不名誉となるような行為及びこれに類する行為を実習期間中及び実習期間終了後も行わないこと
- (4) 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を実習期間中及び実習期間終了後も第三者に漏らさないこと
- (5) 実習期間中、実習日誌を作成し、実習期間終了後、実習の成果をまとめた報告書を作成し、実習担当者に提出すること
- (6) 実習期間中及び実習期間終了後も、実習に関連する内容の論文等を本市の外部へ発表等する場合には、事前に行政課長の承認を得ること
- (7) 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡すること。ただし、やむを得ない事情により、あらかじめ連絡できない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡すること

- 2 実習生は、前項各号に掲げる服務を遵守する旨の誓約書（様式3）を、事前に本市に対して提出しなければならない。
- 3 参加法科大学院は、実習生に対して、第1項の服務について、事前に十分な指導を行う等、服務の徹底について必要な措置を行わなければならない。

（実習の成果の評価及び報告）

- 第13条 実習担当者は、実習生から提出された報告書の内容を踏まえ、実習の成果を評価し、総務局長に評価結果を報告するものとする。
- 2 実習担当者は、参加法科大学院の代表者からの求めに応じ、実習の結果について報告書を作成し、参加法科大学院の代表者及び行政課長に提出するものとする。

（協定書等の締結）

- 第14条 総務局エクスターントリップの適切な実施を担保するため、本市及び参加法科大学院との間で、協定書、覚書、契約書その他の書類を締結するものとする。

（施行の細目）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、総務局エクスターントリップの実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月22日から施行する。

【様式1】

総務局法科大学院エクスターントリップ参加申出書

年 月 日

大 阪 市 長 様

所在地
名 称

総務局法科大学院エクスターントリップに参加したいので、次のとおり申し出ます。

1 法科大学院の名称

2 法科大学院の所在地

3 希望期間

年 月 日から 年 月 日までのうち、 日間

4 実習に係る学生の応募の要件及び締切並びに推薦学生の決定期限
添付書類のとおり

5 添付書類

- 実習生募集要綱
- その他 ()

【様式2】

総務局法科大学院エクスターントップ実習生推薦書

年 月 日

大 阪 市 長 様

所在地
名 称

総務局法科大学院エクスターントップに次の者を推薦します。

1 推薦学生の所属及び氏名

2 推薦学生の連絡先

電話() e-mail()

3 実習に当たって希望する合理的配慮の有無

無し

有り

車椅子使用 駐車場希望 手話通訳希望 拡大資料希望
 点字資料希望 通訳希望 (語)
 その他 ()

大阪市長 様

誓 約 書

私は、「総務局法科大学院エクスターンシップ」の実習生として受け入れていただくに当たり、次の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

- 1 実習時間中は専ら所定の業務に従事し、実習目的の達成に努めること
- 2 実習時間中、貴市職員が遵守すべき法令、条例等並びに貴市総務局行政部行政課長（以下「行政課長」という。）及び実習担当者の指導、指示等に従うこと
- 3 貴市又は貴市職員の信用を傷つける行為、貴市又は貴市職員にとって不名誉となるような行為及びこれに類する行為を実習期間中及び実習期間終了後も行わないこと
- 4 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）については、実習期間中はもちろん、実習終了後であっても漏洩しないこと
- 5 実習期間中、実習日誌を作成し、実習期間終了後、実習の成果をまとめた報告書を作成し、実習担当者に提出すること
- 6 実習期間中及び実習期間終了後も、実習に関連する内容の論文等を貴市の外部へ発表等する場合には、事前に行政課長の承認を得ること
- 7 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡すること。やむを得ず事前に連絡ができない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡すること
- 8 費用負担及び保険の加入等については、大阪市総務局法科大学院エクスターンシップの実施に関する要綱の定めに従うこと
- 9 本誓約書に定めなき事項については、行政課長又は実習担当者の指示を仰ぎ、その指示に従うこと
- 10 「総務局法科大学院エクスターンシップ」の実施に関する紛争に関する管轄は大阪地方裁判所とすること

年 月 日

法科大学院名 _____

所 属 _____

氏 名 _____